

大子町公告第 4 5 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画は、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 1 0 月 1 日

大子町長 高梨 哲彦



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	大字	森林面積	森林所有者数	筆数	備考
1	上下小川東	西金	10.53ha	15人	11筆	整理番号 R6集2-1～ R6集2-9

2 縦覧場所

大子町役場農林課

※大子町ホームページにて閲覧できます。

(リンク <https://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page005982.html>)

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が大子町に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。